

## 第4回 消防機関における新型インフルエンザ対策検討会 議事録

日 時：平成20年11月10日（月）10時00分～12時00分

場 所：三番町共用会議所 大会議室

議事概要：

### 1 開会

#### (1) 座長挨拶

(座長)

- ・ 本検討会が本年度最後の検討会となる。委員、事務局のご尽力により、消防機関における新型インフルエンザ発生時の業務継続計画について、9月に中間取りまとめを発出することができた。本検討会を経て、最終とりまとめを発出する予定であるので、本日も忌憚のないご意見をいただきたい。

### 2 議事

#### (1) 消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドラインについて

(事務局)

- ・ 事務局よりガイドラインの前回からの変更点、追加資料について説明を行なった。

(福岡市消防局 福嶋委員)

- ・ 資料中の人員計画様式例について、通信指令は維持すべき業務であるので、人員を削減することは適切でないと考える。この様式例に「各消防本部の実情に応じて人員計画を立てることが出来る」という注釈を付記し、各消防機関が柔軟に対応する余地を残して欲しい。

(座長)

- ・ 共働きであっても、消防機関職員はその使命を負う以上勤務を継続することが前提となるとの指摘もあったが、保育園や学校が休止した際の対処を事前に考えておくことは必要である。消防機関も社会状況の影響を受け、あらかじめ対策を講じる必要があるとのメッセージを伝えておくことは重要である。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 資料中、「消防局の文書」というような記述がある。消防機関の中には「消防局」ではないところもあるので、「消防」や「消防機関」の用語の方が適切である。

(座長)

- ・ 資料中の「発生時の活動」の中に、発生段階に応じて新型インフルエンザ患者への医療措置が変化することを記述した方が良い。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ 新型インフルエンザと確定診断した患者の搬送は、法律上、保健所の管轄であると思われるが、果たして実地的であろうか。ことに感染が拡大して来たとき、救急搬送の現場で新型インフルエンザと判断された場合など、消防機関では救急搬送は行わない方針か。

(座長)

- ・ 迅速な確定診断方法が確立されていない現状では、擬似症ということで消防機関が搬送するケースが多くなるだろう。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ 最初入院した病院で新型インフルエンザの診断があり、新型インフルエンザ専門の病院へ転院する場合の移送は、保健所が実施するとの理解でよいのか。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 感染症指定医療機関等への移送は、医療機関又は保健所の搬送車等により行う。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ 患者の搬送のために、保健所が車両や予算を確保していると聞いている。患者の搬送に関して、厚生労働省側で新しい制度を作る計画はあるのか。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 現制度を変えるということは現在検討していない。

(座長)

- ・ 以前結核について検討したときも、確定患者を消防機関は搬送しないと整理であったが、実態としては救急搬送を行うケースもあった。新型インフルエンザ発生時もそうなるのではないか。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ この問題については、数年前に総務省行政評価局が問題意識を持ち、全国の実態を調査した。
- ・ 東京都保健福祉局では東京消防庁と協定を結び、新型インフルエンザに限らず感染症法上の第一種感染症にあたる患者搬送を東京消防庁に委託する形をとっている。事前に仕組みを整備しておくことも必要であろう。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 初期の段階では、搬送後の検査結果を後から知って初めて、搬送患者が新型インフルエンザ患者だったと知ることになるのではと思う。基本的に消防機関が患者搬送に関わることになるだろう。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ SARS のときに、SARS の疑い患者の救急搬送が問題となった。
- ・ 患者の搬送には、検査前患者を自宅から搬送する、病院での検査後の患者を移送する等、状況によって役割を切り分ける考えもあろう。
- ・ 実際は確定患者の搬送の方が、必要措置を講じた上で対処するので安全である。確定していない患者の搬送における安全確保が課題である。

(成田市消防本部 小倉委員)

- ・ 成田市消防では、近隣の消防本部も集め 130 名ほどで、10 月上旬に空港検疫課長を招き、成田国際空港で新型インフルエンザの疑い患者が発生した場合の対処についてご指導をいただいた。空港検疫所で新型インフルエンザと判断された患者は、空港に 1 台ある救急車で運ぶという確認も行った。
- ・ 一般家庭で患者が発生した場合を想定し、指定病院である日赤病院に救急搬送を行なう訓練も行なっている。

(2) 新型インフルエンザのフェーズごとに応じた消防機関の対処に関する検討資料(案)について

(座長)

- ・ まんえん期には、救急搬送においてもトリアージの実施が最も重要な課題となろう。
- ・ 資料中、救急隊 1 隊が 1 日で最大出動できる件数を 20 件としているか、この数字について消防本部の方々にご意見いただきたい。

(福岡市消防局 福嶋委員)

- ・ 通常の救急出動では、1 件につき 1 時間程度要する。ただし、疑い患者を搬送した際は、搬送後に車両の消毒が必要となる。所要時間を搬送 1 時間、消毒 1 時間とすると一日 12 件～15 件が限界であろう。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ やはり 15 件が限界であろう。

(成田市消防本部 小倉委員)

- ・ 航空機災害等に備え、成田市消防本部は連絡車を保有している。患者が多数発生した場合、救急車だけでなく連絡車等も患者搬送に使用することを検討中である。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 救急車の台数の制約だけでなく、まん延期は勤務できる職員が少なくなる可能性も検討すべきであろう。

(座長)

- ・ 試算の前提である、救急隊の最大出動件数は長期間運用できるような数値に見直すこと。また救急車の予備車を追加運用することも考慮してはどうか。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 大阪市の場合は救急車が 60 台あり、予備車が 12 台ある。予備車も運用していく必要があると認識している。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ まん延期において、「医療機関での対応が困難になる」ので「トリアージの実施」を行なうとあるが、厚生労働省では「医療機関での対応が困難になる」からではなく、「入院措置による効果が低下」するからという考え方を取っている。

(座長)

- ・ 衛生主管部局が入院措置による効果が低下したと判断しても、医療機関に空き満床があるのなら、入院措置についてトリアージを行なうことは難しいのではないか。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ 第 3 段階回復期に「医療機関での対応能力が回復」との記載がある。したがって、論理的に、その前段階として「医療機関での対応が困難になる」時期が存在するのでは。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 実際は医療機関での対応が困難になる時期がでてくるであろうが、トリアージを行なう理由は、医療機関の対応能力の限界ではなく、入院措置による感染防止効果が低下することというのが、厚生労働省の整理である。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 消防法上、消防機関は要請があれば傷病者を搬送しなければならない。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ 新型インフルエンザの場合、自宅療養を行なうということが社会全体としての被害軽減

につながるというのは、他の疾病と比べて例外的な特徴を持つといえる。法律の改正を含め検討する必要はないのか。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ 自宅療養は軽症者である。入院が必要な重症かどうかのトリアージを行うこととなる。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ 現実には軽症者であっても救急搬送の要請がきてしまうであろう。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ 通常のインフルエンザにおいては、すぐに医療機関で受診するよう勧めているが、新型インフルエンザの場合、まんえん期には自宅療養を要請することとなる。国民の行動の変容が必要であり、国民に対するリスクコミュニケーションが非常に重要である。

(座長)

- ・ 119番通報者に対して、「発熱外来もあるが、搬送されたいか」と尋ね、搬送を希望する者を救急搬送するという手はずをとることも考えられる。ただし、医療機関が満床となった場合や消防機関の搬送能力を超える通報が要請された状況において、救急搬送のトリアージが必要となるのではないか。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ 救急搬送のトリアージについては、ガイドラインの内容と整合性をもたせるべきである。

(事務局)

- ・ 消防機関では119番通報があると救急搬送をしなければならず、状況によって搬送をしなくても良いという規定がない。医療機関が入院措置のトリアージを実施する状況において、なぜ救急搬送を停止して良いのか理由がない。

(座長)

- ・ 東京消防庁では現在でも救急搬送の現場で患者を見て、軽症者であれば搬送を行わないこともあるので、整理は可能であろう。

(事務局)

- ・ 搬送を行わない場合は通報者本人の同意を得ることが必要である。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ まん延期になったとの宣言は国全体で行なわれるのか、市町村ごとに行なわれるのか。それにより各消防のトリアージの判断も変わってくるであろう。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ まん延期かどうかの判断は都道府県ごとに行なわれる。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ まん延期に政府や都道府県により、医療機関が満床なので搬送は行えないということを広報して欲しい。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 「医療機関での対応が困難である」という宣言は行なわれないので、資料4は、政府のガイドラインにあわせ、まん延期を2つに分けない方がいいのではないかな。

(3) 感染防止衣 着脱方法 について

(事務局)

- ・ 脱衣のところで、手袋をしたまま手指消毒を行なうと記載している。これは、周知・徹底する必要がある。
- ・ 各消防機関に持ち帰っていただき、この内容でご理解いただけるかどうか議論をお願いしたい。
- ・

(福岡市消防局 福嶋委員)

- ・ 脱衣の際、ヘルメット等を脱いだ後に、さらにもう一回手指消毒を行う必要があるのではないかな。

(成田市消防本部 小倉委員)

- ・ 脱衣の際、脱いだ防護衣を丸めるとあるが、2人一組で防護衣をお互いに抜きあうのはどうか。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ 基本的にはこの内容は1つの見本であり、臨機応変に対応していただきたい。
- ・ さきほど福嶋委員にご指摘のあった手指消毒を増やした方が、確かにより良い。

(座長)

- ・ 脱衣の際、手袋をつけたままズボンを脱ぐことで手を汚染しないかな。

(事務局)

- ・ 上着が長いので、脱ぐ際に手が触れるズボンの上側は汚染が防げるというご指摘もあり、このようにした。

(座長)

- ・最後に手洗いをするという項目が必要ではないか。
- ・ N95 のマスクの装着は重要であり詳細な記載が必要と思われるがいかがか。

(事務局)

- ・ フィットテストも写真にすることを検討したが、他の資料でも見ることができるものであるため、ここでは見送っている。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ 脱衣した防護衣の廃棄は通常の活動の防護衣と一緒にしても良いか。

(事務局)

- ・ 通常の防護衣も医療廃棄物として処理をしている。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 罹患者のサージカルマスクの着用のところ、基本的には罹患者自身がサージカルマスクを着用し、救急隊がつけるわけではないということを明記した方が良い。

(4) 新型インフルエンザ対策を念頭に置いた 119 番通報受信時に聴取すべき内容について (案)

(座長)

- ・ これを案とし、新型インフルエンザ発生後、症状、特徴を盛り込んだ内容に見直すこととなる。

(5) 報告書について

(事務局)

- ・ 本日の議論を踏まえ、報告書 (案) を作成し、委員の皆様にお送りしてご確認いただきたい。
- ・ 今後の動向を踏まえ、来年度も引き続き検討を続ける予定である。

(6) 厚生労働省ご提供資料について

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 厚生労働省より参考資料の説明を行なった。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 来年度ガイドラインに基づいてどのような予算要求を行なっているか。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 本年度予算ではワクチン接種ガイドラインに基づいて予算要求をしている。
- ・ その内訳として、抗インフルエンザ薬の備蓄の増強のために予算も取っている。抗インフルエンザ薬は都道府県と国で半分ずつ備蓄を進めているので、都道府県にも備蓄の依頼をしているところである。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 救急搬送に関するような予算要求はあるか。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 保健所の PPE は次年度予算として厚生労働省として要求している。これは医療機関の対応能力向上のために感染防護衣や人工呼吸器の整備も含んでいる。
- ・ 今後、新型インフルエンザ患者を受け入れ可能な医療機関の病床の把握も行なう予定である。

(7) 引き続き検討すべき課題について

(事務局)

- ・ 事務局より引き続き検討すべき課題について説明を行なった。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ 救急搬送先として発熱外来も含まれるのか。

(事務局)

- ・ 厚生労働省との調整が必要であるが、含むという認識である。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 現在都道府県によって想定している発熱外来の形が異なる。厚生労働省としては、入院できる発熱外来を想定していたが、体育館や公民館を想定している都道府県もある。今後、調整・整理していく必要がある。入院施設のある発熱外来であれば搬送先として含まれる。
- ・ まん延期では、入院措置ができる全ての医療機関に対応を検討いただく予定であるので、搬送先となるであろう。

(座長)

- ・ 他の疾病による入院患者と一緒に入院することは難しいのではないか。



(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ フロアやシフトを変えるなど、一般の入院患者と混ぜて入院させないほうがよい。

(座長)

- ・ 東京医科歯科大学病院を例に考えると、一つの病棟全体を新型インフルエンザ用にするなどしないと、一般患者との接触回避は難しいと思われる。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 一般の医療機関では階を分けることは不可能ではないか。全ての医療機関で対応することは現実的ではないのではないか。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ 全ての医療機関で対応するという意味は、特定の医療機関しか新型インフルエンザを扱わないという意味ではないということである。

(福岡市消防局 福嶋委員)

- ・ 新型インフルエンザ発生時、国は国民に対してどういう行動を求めるのか。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 感染の段階によって異なる。初期の段階では、迅速に医療機関を受診するよう促す。まん延期では軽症ならば自宅療養を求めることになる。軽症者が医療機関に出向かなくても抗インフルエンザ薬を投与できる方法の検討も行なっている。

(災害情報学会 川端委員)

- ・ 発生してから広報を行なうのではなく、平時から行なっておく必要がある。

(座長)

- ・ 消防団の取り扱いはどのようになったか。

(事務局)

- ・ 消防団員は非常に多く、全国で90万人近くいる。消防団員へのプレパンデミックワクチンの接種や抗インフルエンザ薬の予防投与について、厚生労働省と調整中である。現時点では消防団について明文化することは難しい。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ まん延期は職員が不足するだろうから、消防団の協力は大きいであろう。

(災害情報学会 川端委員)

- ・ 消防団や自主防災組織にも新型インフルエンザについて理解を促すべきである。

(座長)

- ・ 患者搬送など感染リスクの高い業務は職員が行い、手薄となる業務を消防団が行なうことも考えられる。

(成田市消防本部 小倉委員)

- ・ まん延防止対策においても、消防団の力を期待できるのではないかと。
- ・ 消防団の協力が得られれば、成田市では高齢者等の在宅訪問を行なうことも不可能ではないので、教育を行なうことが必要と感じている。年に 2 回消防団を集め、講習を行なっているため、その講習に新型インフルエンザに対する知識の啓発も含めていくことも検討している。

(事務局)

- ・ そもそも新型インフルエンザ発生時にどのように活動したいか、消防団の意向を把握する必要がある。
- ・ 消防団員に対してプレパンデミックワクチンを確保できるかどうか分らず、どこまで保証できるかもまだ不透明である。今後整理し、調整を行う。

(座長)

- ・ そもそもプレパンデミックワクチンの有効性も不明であるため、検討が必要であろう。

(8) 全体を通して

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 医療機関の収容力を消防機関が把握する必要がある。

(厚生労働省 結核感染症課)

- ・ 全体の病床数は現在把握している最中である。感染症指定医療機関はすでに把握している。今後調査を進めてゆく。

(大阪市消防局 平島委員)

- ・ 現在の状況では救急搬送においてトリアージを実施することは困難である。平時から新型インフルエンザ発生時には病床数が不足するという事等を広報していくことが必要である。
- ・ 救急搬送の際に患者に対して行う応急措置についても検討していく必要があるのではないかと。

(座長)

- ・ 救急搬送の際に患者に行う応急措置としては、一般の肺炎患者に対する対応に加え、自身の感染防護に気をつけることであろう。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ 急性肺炎の治療が優先するだろうが、詳細は新型インフルエンザが発生してみないと分からないが、基本的には通常の応急措置と同様になるのではないかと。

(一橋大学大学院 田谷委員)

- ・ まん延期に軽症者が自宅療養することが何故良いのか、消防機関が市民に説明を求められる。わかり易い説明が必要になってくる。
- ・ 患者に対してファーストレスポnderとなる一般住民が取るべき行動についても検討が必要だろう。

(9) まとめ

(座長)

- ・ このガイドラインが全国の消防機関に行き渡り、各消防機関が業務継続計画を策定することが重要である。

(事務局)

- ・ 各消防機関における業務継続計画の策定状況は今後把握をしてゆきたいが、時期は未定である。
- ・ 報告書案を委員各位にメールで送付しご意見をもとに、厚生労働省とも調整しつつ、修正を行う。その後、最終版をとりまとめ、座長了解を得て発出する予定である。

以上